平成２２年（フ）第７５８６号
大阪府寝屋川市石津東町28番５号
債務者　平田　滋一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７０号
大阪府豊中市向丘１丁目７番15―103号
債務者　松井　豊一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４６号
大阪市住之江区御崎４丁目９番５―102号
債務者　濱口　龍雄
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７５号
大阪市都島区都島本通１丁目21番12号　丸美苑16号
債務者　彼末　篤志
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１６号
大阪市港区三先１丁目17番７号　マンション三先154号
債務者　斉藤伝三こと　齊藤　傳三
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６１号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番64―507号
債務者　門谷　　修
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６３号
大阪府枚方市樋之上町９番１―705号
債務者　植屋　　等
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９９号
大阪府交野市向井田１丁目69番５号
債務者　米戸　勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４３号
大阪市鶴見区今津中３丁目１番３―517号
債務者　島田加代子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０５４号
大阪府大東市寺川５丁目３番５号　メゾン阪奈102号
債務者　日野　俊和
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１６０号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目14番14号、事業所所在地大阪市住之江区西加賀屋２丁目13―14
債務者　かるたこと　河内美和子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２０７号
大阪市東淀川区大道南１丁目28番８号
債務者　太田　嘉光
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５２号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番９―106号
債務者　山内　忠司
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２１号
大阪市生野区巽西２丁目５―14、登録原票上の住所兵庫県西宮市江上町３番１―202号
債務者　小林秋子こと　李　　秋子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５９号
大阪府茨木市丑寅２丁目１番11号
債務者　鴨田　晴美（旧姓薦田）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７２号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目３番26号エステイト田中212号
債務者　辰島謙次郎
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１３号
大阪市鶴見区横堤１丁目３番12号
債務者　藪田　順子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部